

川崎市上下水道局人材育成推進委員会要綱

（目的及び設置）

第1条 上下水道局企業職員（以下「職員」という。）の人材育成を効果的に推進するため、上下水道局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、上下水道事業管理者をもって充てる。

3 副委員長は、担当理事をもって充てる。

4 委員は、経営戦略・危機管理室長、総務部長、総務部担当部長（財務担当）、サービス推進部長、水道部長、第1配水工事事務所長、水管理センター所長、長沢浄水場長、下水道部長、南部下水道事務所長、中部下水道事務所長、下水道部担当部長（下水道施設担当）及び庶務課長をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

（1）職員の人材育成に係る計画（以下「育成計画」という。）の策定に関すること。

（2）育成計画の実施に関すること。

（3）育成計画の進捗状況の検証に関すること。

（4）前3号に掲げる事項のほか、委員長が必要と認める事項

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 委員会の会議は、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、委員長、副委員長及び出席委員の過半数をもってこれを
決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を
聴くことができる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(専門部会等)

第5条 委員会は、人材育成の推進において必要があると認めるときは、専門
部会等を設置することができる。

2 専門部会等は委員長が指名する者で構成する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は庶務課に置く。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。